



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社今仙電機製作所
 代 表 者 代表取締役社長 藤掛 治
 (コード番号：7266 東証・名証第一部)
 問 い 合 せ 先 取締役 大野 真澄
 T E L 0 5 6 8 - 6 7 - 1 2 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月23日開催予定の第78期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条第2項および第39条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 ①〔条文省略〕 ②当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第4 2 3条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	(取締役の責任免除) 第29条 ①〔現行どおり〕 ②当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、当該取締役の会社法第4 2 3条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
(監査役 of 責任免除) 第39条 ①〔条文省略〕 ②当社は、 <u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第4 2 3条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	(監査役 of 責任免除) 第39条 ①〔現行どおり〕 ②当社は、 <u>監査役との間で、会社法第4 2 3条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成27年6月23日(火曜日)

以 上